

わが国のこども保険（4）徴兵保険の商品設計 その1

文体を診断するサイトがあるのを娘が教えてくれた。さっそく「みちくさ」の原稿をこのサイトでチェックしたところ、池田勇人、小泉純一郎、佐藤栄作という政治家の文体との強い一致性がある反面、新実南吉、川端康成、宮沢賢治などの文学者の文体とは一致性が薄いと「診断」が下った。文章評価では、「文章の読みやすさ」と「文章の硬さ」で厳しい評価が下されたが、「文章の表現力」と「文章の個性」では「とても表現力が豊かで個性的」と評価してもらった。

この連載を読んでいただいている皆様には、文章の読みやすさの点でだいぶご苦勞をおかけしているのではないかと反省いたしております。しかし簡単に文体を変更するわけにもいきませんので、今回も引き続き硬い文体で書くことをお許してください。

さて以前の話だが、大手生命保険会社のシンクタンクの主任研究員の方から、「徴兵が保険金支払いの事由だとすると、徴兵保険は損害保険だったのですね」と聞かれたことがある。生命保険が人間の生死を保険事故とする保険であると定義すると、徴兵保険は確かに生命保険にあたらぬ。しかし現実には、徴兵保険会社は生命保険会社に属し、戦後も生命保険として存続している。徴兵保険株式会社は旧東邦生命の前身会社である。また日本徴兵株式会社は旧大和生命の前身会社であり、国華徴兵保険株式会社は旧第百生命の前身会社のひとつ、そして富国徴兵保険相互会社は現在の富国生命保険相互会社である（以後、それぞれ「日本徴兵」、「国華徴兵」、「富国徴兵」と略記）。なぜ徴兵保険がなぜ生命保険だったのか。この疑問に答えるには、徴兵保険の商品性の理解が必要だ。

=====

徴兵保険会社各社の記章

=====

保険商品は、目に見えない商品であるといわれることがあるが、読むことのできる「保険約款」が商品そのものであると考えられる。保険約款の役割は、契約関係において生じる様々なケースへの対応を定めて、契約者と保険会社との間の契約を安定化させるものである。そのため、商品の特徴や構造が詳しく記述されている。今回は、徴兵保険という保険商品の特徴を保険約款にもとづいて明らかにしたい。

戦前の保険会社の保険約款をまとめて入手することは難しい。では不可能かというところでもない。実は、戦前の保険証券の裏面には、ほとんど必ずと言っていいほど保険約款が印刷されている。したがって、保険証券を収集すれば、保険約款の研究が可能となる。今回は、所蔵する保険証券を利用して、徴兵保険の商品的特徴を明らかにしたい。

徴兵保険という保険商品を考えるにあたってベンチマークとなるのは、徴兵保険株式会社であろう。同社は、明治31年に設立された存続した徴兵保険会社のうちでもっとも長い

保険毎日新聞「みちくさ保険物語」043

歴史をもつ会社である。同社は、大正 13 年に第一徴兵保険株式会社と社名変更し、戦後においては普通生命保険会社に転換した東邦生命の前身会社である（以後、「第一徴兵」と略記）。

明治 31 年の保険証券（当時、同社は保険証書と呼んでいた）は所蔵していないが、そのかわり『徴兵保険規則』（明治 31 年）という小冊子が手元にある。8 章で構成された 30 条の「保険規則」が掲載されており、これが「原始約款」ではないかと推測される。この規則は、明治 41 年に発行された『徴兵保険規則』によれば、明治 41 年に改正され、保険規則の部分と約款の部分が分離している。この約款の記述は、手元にある明治 41 年発行の保険証券に記載されている約款と同一である。これらの初期史料をもとに徴兵保険の創立の目的や商品の特徴について明らかにしたい。

=====
徴兵保険株式会社『徴兵保険規則』（明治 31 年）の表紙
=====

同社の『徴兵保険規則』（明治 31 年）には、「徴兵保険の趣意」として、同社が徴兵保険を事業として開始した理由が述べられている。それによれば、「兵士をして戦闘に臨みて内顧の憂なからしむること、蓋し勇往奮進を奨励するの要旨なり。徴兵保険を創設するの趣意即ち此に在り」（前掲史料、1 頁）とある。続けて「全国の壮丁にして徴せられて現役に服するの兵士は悉皆中産以上の者にして内顧の患なき輩のみに非ず。中産以下に至りては一朝其壮丁兵に徴せられて家に在らざるに際すれば、留守の老少或は耕転の力を欠き、或は営業の助けを失い坎坷委頓して活路に彷徨し遂に衣食を得るに苦しむ者あるは吾人が惧に目撃する所たり」（前掲史料、2 頁）という（引用にあたってカタカナを平仮名にし旧字体を修正）。

同史料では、徴兵保険が普及すれば、徴兵された兵士は、残された家族の経済状態を心配することなく、兵士として立派に戦うことができるということが強調されている。明治維新以前の戦闘集団は武士に限られていたが、近代国家では帝国臣民が兵士となることを期待されており、また入営するかどうかは徴兵検査の結果を踏まえて抽選によって決められていた。そのため世帯によっては、一家の働き手を兵士として奪われてしまうこともあった。徴兵保険は、このような「経済的損失」をてん補するとともに、入営費用や退役後の資金形成という機能も併せて期待された。

=====
徴兵保険株式会社『徴兵保険規則』（明治 31 年）より山縣有朋の題辞
=====

徴兵保険の保険金支払い自由は、生死ではなく、徴兵制度において入営するかどうかということである。単純に言えば、入営した人には保険金を支払い、入営しなかった人にはそれまでに支払った保険料総額が払い戻されるというものであった。したがって、徴兵保険は、「生命保険契約ハ当事者ノ一方カ相手方又ハ第三者ノ生死ニ関シ一定ノ金額ヲ支払フヘキコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ与フルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス」（旧商法保険法第 673 条）という旧保険契約法の生命保険の定義には当てはまらないことは確かである。不勉強のため当時の法学者が徴兵保険に関ししてどのような解釈論を展開していたのかについてはまだ明らかではない。しかし、この定義が、これに当てはまらないものは生命保険ではないというような厳格な定義ではなく、こういう場合にその契約は生命保険としての効力を生じるのであるというだけの定義であると考えれば、この条文に当てはまらないからといって生命保険ではないということまではいえないと思われる。

徴兵保険の商品設計を見ると、監督官庁が生命保険に属するものとした理由が推測できる。徴兵保険がその商品設計において保険金の支払事由に該当しなかった人に何も払わないというものだったら、徴兵保険は損害保険に分類されていたかもしれない。しかしながら、徴兵保険に加入したすべての契約者が保険金または保険料返還のいずれかの給付を必ず受けるという商品であった、具体的に言えば、徴兵された者に対しては徴兵保険金を払い、徴兵されなかった者に対しては既払掛金を返還するというものであった。さらに 20 歳という「徴兵適齢」以前に被保険者が死亡した場合であっても、それまで払い込んだ保険料相当額が支払われることになっていた。このことから、徴兵保険会社は、契約者から預かり契約者の持ち分が定められた保険料積み立て金を保持することになり、このような仕組みは損害保険会社とは相いれないことから、生命保険会社として監督規制されたものと考えられる。

徴兵保険の加入における特徴は、誕生から満 15 歳までを被保険者とする「こども保険」であること、および契約にあたって身体検査を要しないことである。徴兵保険は、わが国の「こども保険」の市場を大きくした大事な商品であった。徴兵保険が販売された明治 31 年頃において、すでにいくつかの生命保険会社は「こども保険」を販売していた。しかし未成年を被保険者にするに対する社会的な心配がなかったわけではない。優良な大手生保は、「こども保険」を販売せず、その販売は一部の中小生保に限られていた。このような状況において、徴兵保険は、男児に限っていたものの、「こども」を被保険者とする保険契約に対する社会の心配を薄める役割を果たした。なお後者の身体検査については逆選択は考えられないため当然ではあったが、当時において保険の加入が、厳格な身体検査と結びつけられて敬遠される風潮があったことを考えると、募集活動には有利であった。

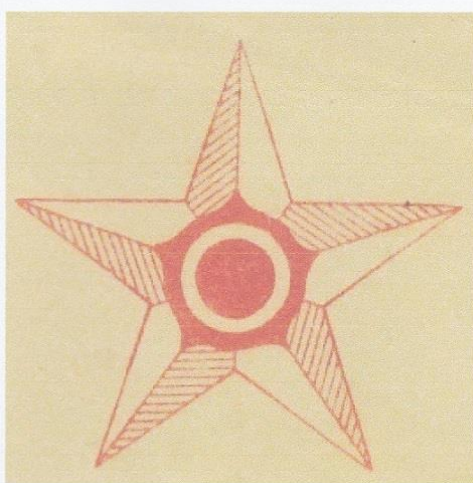
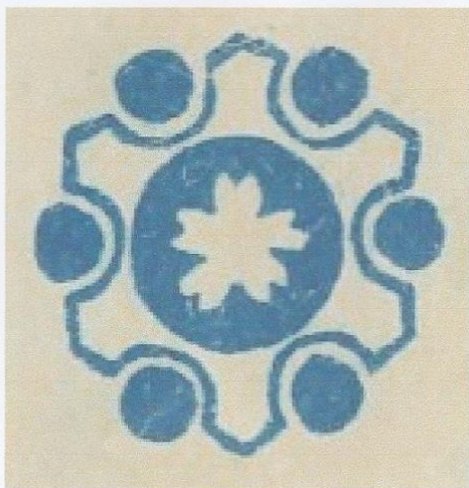
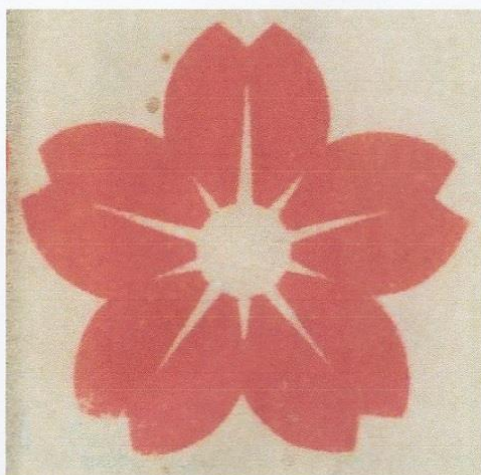
初期の徴兵保険の商品設計が、その後どのように展開したのかについては、次回の連載で明らかにする。

=====

徴兵保険会社各社の記章

=====

各社の記章：上左から時計回りで、第一徴兵、富国徴兵、日本徴兵、国華徴兵。

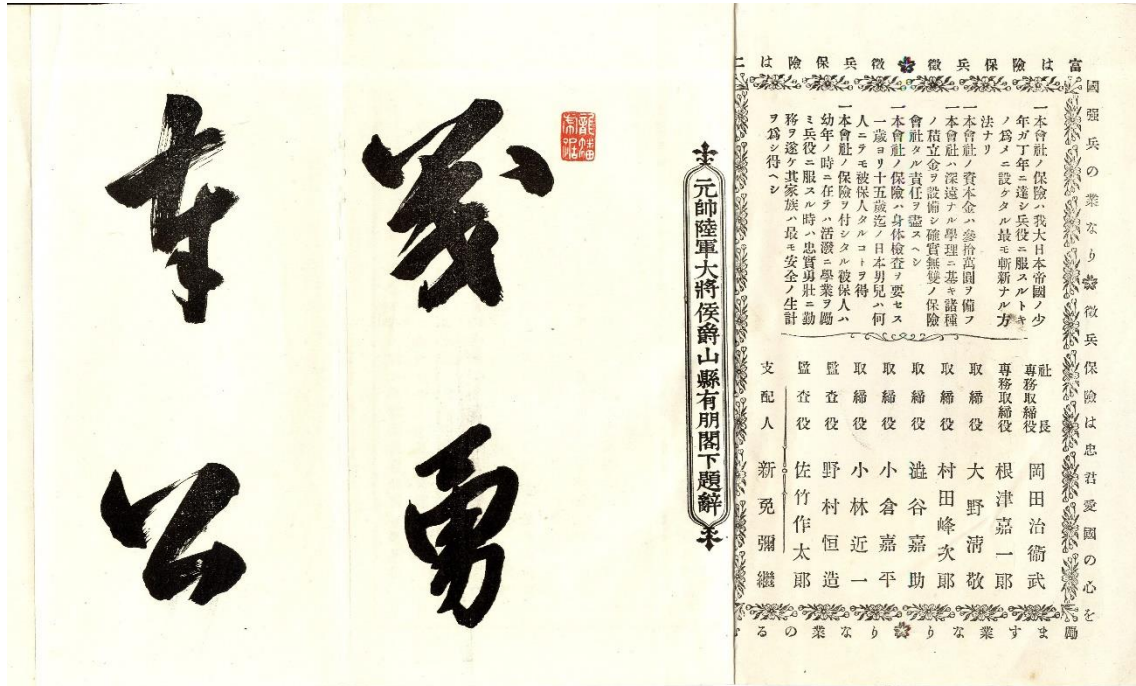


徴兵保険株式会社『徴兵保険規則』（明治31年）の表紙



初期の徴兵保険の概要を示す貴重な史料。

徴兵保険株式会社『徴兵保険規則』（明治31年）より山縣有朋の題辭



徴兵保険を支援する軍人が題辭を寄せており、同史料に掲載されている。これは山縣有朋による題辭。冊子部分は最初の役員の名前が記載されている。同社の経営に強い影響を維持した太田清蔵はまだ名と連ねていない。また後に富国徴兵を創設する根津嘉一郎が専務取締役であった。